平成２４年（フ）第７９６号
仙台市泉区南光台東３丁目14番15号　グリーンヒル202、開始決定時の住所仙台市泉区南光台南３丁目７番１号　コーポ今野203
破産者　後藤　美佳（旧姓大沼・山下）
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
川崎市高津区下野毛２丁目11番25号　山中荘101
破産者　松元　一實
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1265番地38、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地ハ
破産者　山本　重一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
名古屋市緑区藤塚３丁目912番地　エルドラドオークニ103号
破産者　能見　正剛
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２３６号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―801号
破産者　木村　秀一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２３７号
大阪府守口市八雲東町２丁目６番12―103号
破産者　木村　綾子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７１号
大阪府岸和田市天神山町２丁目８番24号、開始決定時の住所三重県津市久居元町1838番地24
破産者　川上　博充
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５９号
大阪市都島区都島本通１丁目17番17―205号
破産者　橋本　隆行
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０３号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番20号　松栄石橋ハイツＢ棟32号室、住民票上の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑クルビ谷４番地105
破産者　矢野　和男
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２４号
大阪府東大阪市友井５丁目２―50　メゾン大邦1404、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里２丁目11番３号
破産者　西﨑　嘉洋
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１１号
大阪市生野区巽南５丁目15番22号　大生マンション巽Ｄ６
破産者　竹市　友子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３８号
大阪市大正区泉尾４丁目４番４号
破産者　岩本木工所こと　岩本茂次郎
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９３号
大阪府寝屋川市豊里町29番21号
破産者　大阪杉山組こと　杉山　健一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０９号
大阪府枚方市長尾西町２丁目59番６号
破産者　大谷　良隆
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２３号
神戸市須磨区稲葉町６丁目２番23号
破産者　茂山義春こと　孫　　義春
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
神戸市須磨区車字霜ノ下1275番地の１
破産者　森本　義久
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３号
神戸市須磨区車字霜ノ下1275番地の１
破産者　森本　美香
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００号
兵庫県伊丹市春日丘１丁目46番地の４
破産者　白岩　生子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３７５号
兵庫県伊丹市西台３丁目７番32―302号
破産者　長尾　冬彦
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部